

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第5条「略」</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第6条</p> <p>(1)「略」</p> <p>(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(3)～(10)「略」</p> <p>第7条「略」</p> <p><u>(事業期間の延期)</u></p> <p><u>第8条 補助事業が予定の期間に完了しない場合は、速やかに別記第3号様式による事業期間延期届出書を知事に提出し、その指示を受けること。</u></p> <p>（遂行状況報告）</p> <p>第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（概算払の請求）</p> <p>第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式に</p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第5条「略」</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第6条</p> <p>(1)「略」</p> <p>(2) 補助事業が<u>予定の期間に完了しない場合又は補助事業</u>の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。</p> <p>(3)～(10)「略」</p> <p>第7条「略」</p> <p><u>「追加」</u></p> <p>（遂行状況報告）</p> <p>第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第3号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（概算払の請求）</p> <p>第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式に</p>

新	旧
<p>よるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>（繰越しの承認の申請）</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（グリーン購入）</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（雑則）</p>	<p>よるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>（繰越しの承認の申請）</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>（グリーン購入）</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>（情報の開示）</p> <p>第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>（雑則）</p>

新	旧
<p>第 <u>16</u> 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第 <u>11</u> 条第3項及び第 <u>14</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年4月2日から施行する。</u></p>	<p>第 <u>15</u> 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第 <u>10</u> 条第3項及び第 <u>13</u> 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p><u>「追加」</u></p>

新					旧				
別表（第2条、第3条関係）					別表（第2条、第3条関係）				
事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考	事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 CLT等 先進的木造建 築物の設計等	(1)設計費 (2)建築に必要と なる部材の試験 等に要する経費	高知県内に非住 宅建築物を整備 する者	2分の1以内 (上限500万円)	下記の(注)3の条件 を満たす場合には左 記補助上限に200万円 を加算する。	1 CLT等 先進的木造建 築物の設計等	(1)設計費 (2)建築に必要と なる部材の試験 等に要する経費	高知県内に非住 宅建築物を整備 する者	2分の1以内 (上限500万円)	下記の(注)3の条件 を満たす場合には左 記補助上限に200万円 を加算する。
2 非住宅木 造建築物の設 計等			2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合 は上限300万円		2 非住宅木 造建築物の設 計等			2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合 は上限300万円	
3 非住宅建 築物の木造 化・木質化	木造化・内外装木 質化に係る木材 の購入費	高知県内に非住 宅建築物を整備 する者(市町村を 除く。)	2分の1以内 (下限50万円、 上限400万円)		3 非住宅建 築物の木造 化・木質化	木造化・内外装木 質化に係る木材 の購入費	高知県内に非住 宅建築物を整備 する者(市町村を 除く。)	2分の1以内 (下限50万円、 上限400万円)	
<u>4 軟弱地盤 対策</u>	<u>基礎丸太杭の購 入費</u>	<u>高知県内に非住 宅建築物を整備 する者(市町村を 除く。)</u>	<u>2分の1以内 (上限50万円)</u>		<u>「追加」</u>				
<p>(注)1 補助対象経費については、国、県の他の補助制度と併用できないこととし、次によること。 <u>(1) 設計費は、設計委託に要する経費とする。</u> <u>(2) 建築に必要となる部材の試験等に要する経費とは、部材の性能試験のために必要となる試験 体の作成費(材料費及び工事請負費)、試験機関への手数料及び委託料とする。</u> <u>(3) 木材の購入費は、木造化・内外装木質化に係る高知県産の木材を使用した製材品の購入に要 する経費(プレカット加工費を含む。)とする。</u> <u>(4) 基礎丸太杭の購入費は、高知県産の木材を使用した基礎丸太杭の購入に要する経費(防腐及 び防蟻処理費を含む)とする。</u></p> <p>2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端 数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。</p>					<p>(注)1 補助対象経費については、国、県の他の補助制度と併用できないこととする。 <u>「7から移動」</u></p> <p><u>「追加」</u></p> <p>2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率等を乗じて算出された金額に1千円未満の端 数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。</p>				

新	旧
<p>3 上限額の加算については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（県又は市町村、建築主（市町村を除く。）及び県内の林業・木材産業事業者を含む3者以上の協定に限る。）を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定（高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年高知県条例第1号）第10条第1項の規定に基づく認定をいう。以下この表において同じ。）を受ける場合に加算する。なお、それぞれ実績報告時までに当該協定を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定の<u>ための事前確認通知書</u>を取得している場合に限る。</p> <p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と原点との2点間の線形補間を適用する。</p> <p>5 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。</p> <p><u>6 事業区分1及び2の補助事業完了後は、補助事業により得た設計成果に基づき、速やかに工事の着手を行うこと。ただし、自然災害等により、やむを得ない理由がある場合を除く。</u></p> <p><u>7 併用住宅の補助対象となる経費については、対象建築物の延べ面積に占める非住宅部分の割合（小数点第4位切り捨てる）を、対象建築物に係る経費に乗じて算出する。ただし、非住宅部分で各事業区分の補助条件を満たす場合に限る。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>「1」に移動</u></p> <p>8 事業区分1にあつては、次によること。 <u>（1）高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ面積が500㎡を超える集合住宅を含める。）の設計費とする。</u></p>	<p>3 上限額の加算については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（県又は市町村、建築主（市町村を除く。）及び県内の林業・木材産業事業者を含む3者以上の協定に限る。）を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定（高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（令和5年高知県条例第1号）第10条第1項の規定に基づく認定をいう。以下この表において同じ。）を受ける場合に加算する。なお、それぞれ実績報告時までに当該協定を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定の事前確認通知書を取得している場合に限る。</p> <p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と原点との2点間の線形補間を適用する。</p> <p>5 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>6 特段の事情がある場合を除き、県及びCLT建築推進協議会に対し、次のことを協力するものとする。</u> <u>①ホームページ等への掲載</u> <u>②施設完成後、建設費の内訳書及び完成写真等の提供及び建築積算の分析等への成果品使用</u> <u>③見学会及び調査の実施</u></p> <p><u>7 補助対象経費については次によること。</u> <u>①設計費は、設計委託に要する経費とする。</u> <u>②建築に必要となる部材の試験等に要する経費とは、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費（材料費及び工事請負費）、試験機関への手数料及び委託料とする。</u> <u>③木材の購入費は、木造化・内外装木質化に係る高知県産の木材を使用した製材品の購入に要する経費（プレカット加工費を含む。）とする。</u></p> <p>8 事業区分1にあつては、次によること。 <u>①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ面積が500㎡を超える集合住宅を含める。）の設計費とする。</u></p>

新	旧
<p><u>(2)</u> 以下のいずれかを満たす木造建築物であること</p> <p>ア 構造用として用いるCLTを、延べ面積1㎡当たりおおむね0.05㎡以上使用する建築物</p> <p>イ 地上4階建て以上の建築物のうち、高知県産の木材を延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用するもの</p> <p>9 事業区分2にあつては、次によること。</p> <p><u>(1)</u> 高知県内に整備する木造又は構造の一部に木造を含む混構造の非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計費とする。ただし、混構造の非住宅建築物については、構造用部材の一部に木材を使用している居室等の床面積(対象床面積)が延べ面積の過半を占める建築物のみ対象とする。</p> <p><u>(2)</u> 対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ面積が500㎡を超える建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP及び高知モデル(集成材(県産木材を100%用いて製造したものに限る。))を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物)等)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。</p> <p><u>(3)</u> 高知県産の木材を活用した製材品(CLT、集成材を含む。)の使用量は、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上とする。</p> <p><u>(4)</u> 設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。</p> <p>10 事業区分3にあつては、次によること。</p> <p><u>(1)</u> 高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)の木造化及び木質化を補助対象とする。</p> <p><u>(2)</u> 木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、JAS構造材(機械等級区分構造用製材、直交集成板(CLT)、構造用集成材)を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第5号)の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。また、高知県産の木材を使用した製材品(CLT、集成材を含む。))を、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。</p> <p>ア 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物</p> <p>イ 県産材を10㎡以上使用する建築物</p> <p><u>(3)</u> 「内外装木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の屋内に面する部分(以下「内装」という。)に木材を使用するものとし、内装と併せて外壁、柵、塀等の外構部分に木材を使用するものを含むものとする。</p> <p><u>(4)</u> 内外装木質化のみを実施する場合は、構造が木造以外(鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨(S)造等)で内外装木質化面積が建物の延べ面積以上となる建築物に限るものとする。</p> <p><u>11 事業区分4にあつては、事業区分3の条件を満たす建築物に設置する基礎丸太杭を対象とし、当</u></p>	<p><u>②</u>以下のいずれかを満たす木造建築物であること</p> <p>ア 構造用として用いるCLTを、延べ面積1㎡当たりおおむね0.05㎡以上使用する建築物</p> <p>イ 地上4階建て以上の建築物のうち、高知県産の木材を延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用するもの</p> <p>9 事業区分2にあつては、次によること。</p> <p><u>①</u>高知県内に整備する木造もしくは構造の一部に木造を含む混構造の非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計費とする。ただし、混構造建築物については、構造用部材の少なくとも一部に木材を使用している居室等の床面積(対象床面積)が延べ面積の過半を占める建築物のみ対象とする。</p> <p><u>②</u>対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ面積が500㎡を超える建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP及び高知モデル(集成材(県産木材を100%用いて製造したものに限る。))を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物)等)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。</p> <p><u>③</u>高知県産の木材を活用した製材品(CLT、集成材を含む。)の使用量は、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上とする。</p> <p><u>④</u>設計図書等には「原則として高知県産材を活用した製材品等」を明記するなど、県産材の活用に留意すること。</p> <p>10 事業区分3にあつては、次によること。</p> <p><u>①</u>高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)の木造化及び木質化を補助対象とする。</p> <p><u>②</u>木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、JAS構造材(機械等級区分構造用製材、直交集成板(CLT)、構造用集成材)を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第5号)の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。また、高知県産の木材を使用した製材品(CLT、集成材を含む。))を、延べ面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。</p> <p>ア 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物</p> <p>イ 県産材を10㎡以上使用する建築物</p> <p><u>③</u> 「内外装木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の屋内に面する部分(以下「内装」という。)に木材を使用するものとし、内装と併せて外壁、柵、塀等の外構部分に木材を使用するものを含むものとする。</p> <p><u>④</u>内外装木質化のみを実施する場合は、構造が木造以外(鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨(S)造等)で内外装木質化面積が建物の延べ面積以上となる建築物に限るものとする。</p> <p><u>「追加」</u></p>

新	旧
<p data-bbox="129 196 667 228"><u>該の基礎丸太杭は、皮剥ぎ加工が施されたものとする。</u></p> <p data-bbox="129 236 197 268">〔削除〕</p>	<p data-bbox="1137 236 2110 300"><u>11 施設完成後、事業区分1は県産材及びCLTの使用量、事業区分2は県産材の使用量、事業区分3はJAS構造材及び県産材の使用量が分かる資料（納品書等）を提出すること。</u></p>

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

別記
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業区分

3 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ³ (CLT m ³ 、JAS構造材 m ³ 、その他県産材 m ³)
基礎丸太杭使用本数	本 (m杭 本、 m杭 本)

（注）基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

4 事業の内容及び経費の配分総括表 単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

旧

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業区分

3 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ³ (CLT m ³ 、JAS構造材 m ³ 、その他県産材 m ³)
	「追加」

4 事業の内容及び経費の配分総括表 単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

5 事業（予定）期間

着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

- 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）
- 県税事務所が発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（※）。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書。
- 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）
- 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）
- 事業区分3においては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し（内外装木質化のみを実施する場合を除く。）

※ 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

旧

5 事業（予定）期間

着手年月日 令和 年 月 日
完了年月日 令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

- 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）
- 県税事務所が発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（※）。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書。
- 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）
- 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）
- 事業区分3においては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し（内外装木質化のみを実施する場合を除く。）

※ 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

別紙 1

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

別紙 1

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区 分	事 業 費	県補助金	課 税 方 式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備 考
					補助率	消費税分補助金相当額		
合 計								

単位：円

区 分	事 業 費	県補助金	課 税 方 式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定未確定	備 考
					補助率	消費税分補助金相当額		
合 計								

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者については「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者については「簡易課税」、その他の事業者については「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあっては「確定」、それ以外の場合にあっては「未確定」と記入してください。

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者については「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者については「簡易課税」、その他の事業者については「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあっては「確定」、それ以外の場合にあっては「未確定」と記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">（代表者・職）氏名（自署）</p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。 また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">（代表者・職）氏名（自署）</p>

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者 氏 名

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 事業区分

3 補助対象施設の概要（変更のあった箇所のみ記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	㎡
県産材使用量	㎡（CLT ㎡、JAS構造材 ㎡、その他県産材 ㎡）
基礎丸太杭使用本数	本（ ㎡杭 本、 ㎡杭 本）

（注）基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

4 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。
 4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比

旧

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 事業区分

3 補助対象施設の概要（変更のあった箇所のみ記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	㎡
県産材使用量	㎡（CLT ㎡、JAS構造材 ㎡、その他県産材 ㎡）
「追加」	

4 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。
 4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p data-bbox="40 252 286 279"><u>第3号様式（第8条関係）</u></p> <p data-bbox="913 320 1043 384">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="62 432 376 459">高知県知事 様</p> <p data-bbox="660 507 801 608">所在地 補助事業者名 代表者名</p> <p data-bbox="436 651 734 683"><u>事業期間延期届出書</u></p> <p data-bbox="40 818 1102 911">年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、事業期間の延期を届出ます。</p> <p data-bbox="562 951 595 975">記</p> <p data-bbox="40 1026 203 1050">1 延期の理由</p> <p data-bbox="40 1098 465 1121">2 変更前事業完了日 年 月 日</p> <p data-bbox="40 1169 465 1193">3 変更後事業完了日 年 月 日</p>	<p data-bbox="1144 256 1249 284"><u>「追加」</u></p>

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	計 画		月 日現在出来高		進捗率 B/A
	事業費	県補助金(A)	事業費	県補助金(B)	
					%
計					

(注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。

2 パーセントは整数止めとし、端数を切り上げてください。

旧

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	計 画		月 日現在出来高		進捗率 B/A
	事業費	県補助金(A)	事業費	県補助金(B)	
					%
計					

(注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により記入してください。

2 パーセントは整数止めとし、端数を切り上げてください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第5号様式（第10条関係）

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

住所
補助事業者 氏 名

概算払請求書

概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金について、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記により金円を概算払によって交付されたく請求します。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金について、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記により金円を概算払によって交付されたく請求します。

記

記

単位：円

単位：円

事業区分	事業費	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	今回請求額	月日 までの予定 出来高	補助金残額	備 考
					%		
計							

事業区分	事業費	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	今回請求額	月日 までの予定 出来高	補助金残額	備 考
					%		
計							

(振込先)
銀行名：
種 別：
口座番号：
口座名義人：

(振込先)
銀行名：
種 別：
口座番号：
口座名義人：

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

- 1 事業区分
- 2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ² (CLT m ² 、JAS構造材 m ² 、その他県産材 m ²)
基礎丸太杭使用本数	本 (m杭 本、 m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

- 3 事業の実績

(1) 総括 単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

旧

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

- 1 事業区分
- 2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ² (CLT m ² 、JAS構造材 m ² 、その他県産材 m ²)
	[追加]

- 3 事業の実績

(1) 総括 単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

4 事業期間

着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

6 添付資料

- 精算事業費を確認できる資料
- CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容、JAS構造材及び県産材使用量を確認することができる資料（出荷証明書等）
- 軟弱地盤対策の場合、図面等整備内容及び県産材使用量を確認することができる資料（出荷証明書等）
- 上限加算を受ける場合、建築物木材利用促進協定の協定書又は高知県環境不動産事前確認通知書の写し

旧

4 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日
完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

6 添付資料

- 精算事業費を確認できる資料
- CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容の確認できる資料及び県産材使用量を確認することができる資料

【追加】

- 上限加算を受ける場合、建築物木材利用促進協定の協定書又は高知県環境不動産事前確認通知書の写し

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧																								
<p>第7号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 補助事業者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る 消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </table>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4	補助金返還相当額（3－2）	金 円	<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 補助事業者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る 消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </table>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4	補助金返還相当額（3－2）	金 円
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円																							
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																							
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																							
4	補助金返還相当額（3－2）	金 円																							
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円																							
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																							
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																							
4	補助金返還相当額（3－2）	金 円																							

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧																																				
<p>第8号様式（第12条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 補助事業者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金繰越承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙8-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">事業の繰越しを必要とする金額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1のうち補助金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>年度 事業変更計画書 別紙8-2のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>年度 事業支出決算見込み書 別紙8-3のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>変更比較工程表 別紙8-4のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>繰越事業完了予定年月日 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該施設の付近の見取図及び位置図 (2) 請負契約書等（写し） (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、関係書類 	1	事業の繰越しを必要とする金額	円	2	1のうち補助金額	円	3	年度 事業変更計画書 別紙8-2のとおり		4	年度 事業支出決算見込み書 別紙8-3のとおり		5	変更比較工程表 別紙8-4のとおり		6	繰越事業完了予定年月日 年 月 日		<p>第7号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 補助事業者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金繰越承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙7-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">事業の繰越しを必要とする金額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1のうち補助金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和 年度 事業変更計画書 別紙7-2のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和 年度 事業支出決算見込み書 別紙7-3のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>変更比較工程表 別紙7-4のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該施設の付近の見取図及び位置図 (2) 請負契約書等（写し） (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、関係書類 	1	事業の繰越しを必要とする金額	円	2	1のうち補助金額	円	3	令和 年度 事業変更計画書 別紙7-2のとおり		4	令和 年度 事業支出決算見込み書 別紙7-3のとおり		5	変更比較工程表 別紙7-4のとおり		6	繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日	
1	事業の繰越しを必要とする金額	円																																			
2	1のうち補助金額	円																																			
3	年度 事業変更計画書 別紙8-2のとおり																																				
4	年度 事業支出決算見込み書 別紙8-3のとおり																																				
5	変更比較工程表 別紙8-4のとおり																																				
6	繰越事業完了予定年月日 年 月 日																																				
1	事業の繰越しを必要とする金額	円																																			
2	1のうち補助金額	円																																			
3	令和 年度 事業変更計画書 別紙7-2のとおり																																				
4	令和 年度 事業支出決算見込み書 別紙7-3のとおり																																				
5	変更比較工程表 別紙7-4のとおり																																				
6	繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日																																				

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

別紙 8-1 繰越理由書

事業区分	事業概要	当初計画	事由

- (注) 1 「事業概要」欄は、「工種又は区分」及び「事業量」を記入してください。
 2 「当初計画」欄は、着手予定日及びしゅん工予定日を記入するものとし、設計積算、工事、地元調整など別に記入してください。
 3 「事由」欄は、次に該当する事由を記入するとともに、具体的な内容を記入してください。
- ア 計画に関する諸条件
 - イ 設計に関する諸条件
 - ウ 気象の関係
 - エ 用地の関係
 - オ 補償処理の困難
 - カ 資材の入手難
 - キ 試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
 - ク アからキまでに掲げるもの以外のもの

旧

別紙 7-1 繰越理由書

事業区分	事業概要	当初計画	事由

- (注) 1 「事業概要」欄は、「工種又は区分」及び「事業量」を記入してください。
 2 「当初計画」欄は、着手予定日及びしゅん工予定日を記入するものとし、設計積算、工事、地元調整など別に記入してください。
 3 「事由」欄は、次に該当する事由を記入するとともに、具体的な内容を記入してください。
- ア 計画に関する諸条件
 - イ 設計に関する諸条件
 - ウ 気象の関係
 - エ 用地の関係
 - オ 補償処理の困難
 - カ 資材の入手難
 - キ 試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
 - ク アからキまでに掲げるもの以外のもの

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

別紙 8-2

年度 事業変更計画書

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ³ (CLT m ³ 、JAS構造材 m ³ 、その他県産材 m ³)
基礎丸太杭使用本数	本 (<u> </u> m杭 本、 <u> </u> m杭 本)

(注) 基礎丸太杭使用本数は、規格毎の長さ、本数を括弧に記入してください。

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

旧

別紙 7-2

令和 年度 事業変更計画書

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ面積	m ²
県産材使用量	m ³ (CLT m ³ 、JAS構造材 m ³ 、その他県産材 m ³)
	<u>「追加」</u>

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

